

佐賀県告示第二百四号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第一項の規定による居宅介護支援計画を作成し、及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第一項の規定による介護支援給付のための居宅介護支援計画を作成させる機関を次のとおり指定した。

平成二十一年五月一日

佐賀県知事 古川 康

- 一 (一) 指定年月日 平成二十年十二月一日
 - (二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地
名 称 有限会社CHANCE
所在地 三養基郡上峰町坊所二七二番地五
 - (三) 事業所の名称、所在地及びサービスの種類
名 称 三樹病院居宅介護支援事業所
所在地 三養基郡上峰町坊所二七六番地一
- 二
- (一) 指定年月日 平成二十一年二月七日
 - (二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地
名 称 有限会社リンク
所在地 唐津市神田二〇二九番地二
 - (三) 事業所の名称、所在地及びサービスの種類
名 称 居宅介護支援事業所ひばり
所在地 唐津市神田二〇二九番地二